

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年9月10日（火）第37号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 監 査 委 員 公 表

○包括外部監査結果の報告に係る措置の公表

(監査委員事務局取扱い) 1

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第7号

平成31年3月29日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、令和元年8月21日付け財第53号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月10日

鹿児島県監査委員 長野信弘  
同 大 藺 豊  
同 酒 匂 卓 郎  
同 前 野 義 春

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて提出する意見」に基づく措置

監査テーマ 子育て支援事業に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の内容
報告書中 4 外部監査の結果（個別事業） 4.1 出会い・結婚相談事業 2. 監査の実施結果 【指摘1】契約変更手続の漏れについて 県は、委託先である一般社団法人鹿児島県法人会連合会に対して協賛企業の募集についてストップをかけるという判断をした時点で、業務委託契約の内容に変更があることから、契約変更の手続を実施すべきであった。また、当該委託業務については一式で金額を算出し業務委託契約を締結しているが、その一部を実施しないこととした場合、当然ながら当該契約金額についても委託先と調整し減額する余地もあると考えられる。これは、手続上の不備という観点からだけでなく、経済性の観点からも問題であると言える。契約の内容に変更があった際には、当然に当該契約に沿って速やかに契約変更の手続を実施する必要がある。	平成29年度中に、九州地域戦略会議の事業において、「結婚・子育てサポート宣言企業」の募集に取り組むことが決定したことから、これらの企業を中心に協賛企業として登録したいと考え、当該年度中は、登録の開始は見送ることとした。なお、委託先においては、募集のための準備作業を行っており、経費も発生していたことから、契約の変更や減額を行うには至らなかったところである。 今後は、契約を変更すべき事由が生じた際には、速やかに適切な手続を行うこととしたい。
4.2 離島地域出産支援事業 2. 監査の実施結果	

（意見1）市町村に対する交付要綱への助言について

実施自治体によって実施要綱の記載項目が異なる。自治体の主体的な意思によって設けられた項目であり事業運営にあたって不都合がなければよいと言える。しかし、県民に可能な限り広く公平に行政サービスを行き渡らせるために、実施主体となっている市町村の足並みをそろえる助言を県が行ってもいいのではないだろうか。県にはそのための情報が集まっている。具体的には実施要綱を市町村間で相互に閲覧する仕組みを設け、必要最低限の項目ではなく、より良い行政サービスにつながるような項目を率先して設けるような機運に結びつけられたらよい。

県は市町村ひいては県民を支援するのにちょうどよいポジションにいる。

#### 4.3 周産期医療対策事業（小児在宅医療地域連携支援事業を除く）

##### 2. 監査の実施結果

###### 【指摘2】補助金対象経費の重複計上

当事業における「地域周産期母子医療センター運営補助金」の補助金交付対象経費と「医師勤務環境改善等事業補助金」の補助金交付対象経費が一部重複していることが発見された。重複計上の金額・内容、返納すべき補助金額については、現在、子ども家庭課及び補助金交付申請病院で精査中である。（1病院）

当事業が発生した理由は、補助金交付申請病院の誤認に加えて、各々の補助金制度を所管する部署間、職員間における連携不足なども原因と考えられる。国・県の重点施策である医療・福祉分野の補助金制度は、度重なる制度変更や拡充により非常に複雑な制度となっている。このため、これら全ての補助金交付対象経費の重複につき、担当職員の努力だけで漏れなく把握することは簡単ではない。今後は、各補助金の交付対象経費等の情報を職員間で共有できる体制の強化が必要と考える。

###### 【指摘3】実績額明細書における減価償却費按分計算の誤計上

減価償却費のうち、補助対象事業に係る減価償却費を算定する際の計算式が、平成27年5月の病院移転前の旧病棟面積に基づく算式のままであった。これにより、減価償却費が546千円過大計上されていた。なお、修正後の事業費も修正前同様に補助基準額を超えることから、結果として交付補助金額に影響はない。（1病院）

「実績額明細書」全ての項目を根拠資料と照合することは、所轄部署のマンパワーにおいてもコスト対効果の面においても現実的でないため、決

市町村からの相談に対して他の市町村の状況等を助言することとした。

子ども家庭課及び補助金交付申請病院において、両補助金の補助金交付対象経費を精査したところ、重複計上が確認されたことから、当該病院と協議の上、「医師勤務環境改善等事業補助金」に係る重複受給分に対する返納命令を行った。

過支給の補助金については返納済みである。

併せて、補助事業者に対し、当該補助金の趣旨及び対象経費等について、再度、指導を行うとともに、各補助金の担当職員間で、補助申請内容の情報共有や連携を図り、対象経費の重複がないよう、十分留意することとした。

平成30年度分の実績報告では適切な計算がなされていることを確認した。

算書抄本によって各団体の長に決算書数値の適正性を証明させることは、ある意味有用である。しかしながら、実績報告書に記載すべき数値は「補助対象の収入及び費用」であり、各団体の決算書の数値そのものではないため、補助金交付対象の定義や範囲、事業者の補助対象事業費の按分計算の考え方については、やはり県でも把握・検証すべきと考える。

（意見2）実績額明細書における補助対象経費外の経費の算入

補助金交付要綱に定める補助金交付対象経費以外の項目（支払利息・公租公課 計3,359千円）が、事業費に算入されていた。（1病院）

「確かに補助金交付要綱別表2における補助金交付対象経費には記載されていないが、過年度から継続してこれらの項目を含めており、国の補助金審査及び監査においても指摘されたことはない。」との回答を得ている。しかしながら、交付要綱の補助金対象経費に「等」は含まれていないことから、当該経費は例示列举ではなく限定列举と解される。これを例示列举とし、支払利息についても補助金交付対象経費と認めるのであれば、交付要綱上で明記すべきである。総合及び地域周産期母子医療センター運営補助金を申請している3病院のうち、他の2病院は法人全体の決算書で計上している支払利息を「実績額明細書」では計上していない点に鑑みても、補助金支給の公平性の点において、国と協議した上で、適切な対応をとる必要があると考える。

（意見3）交付事務手続における市町村への指導について

平成29年度産科医療体制確保支援事業補助金交付事務手続において、枕崎市は、二度変更申請を行っている。変更申請自体は要綱に定められた手続ではあるが、特に2回目の変更申請については、県が変更交付決定通知を発行した3月26日の翌27日に、市より2回目変更交付申請書が提出されている。変更交付決定通知を発行するまでには、稟議書による承認手続や県知事印の押印手続等の工数がかかることから、このような度重なる変更手続は非常に無駄が多いと言えよう。

上記事案は県事務手続の瑕疵はないものの、市町村に対して申請時のチェック体制強化に係る指導を行われたい。

#### 4.4 周産期医療対策事業（小児在宅医療地域連携支援事業）

##### 2. 監査の実施結果

【指摘4】契約書の記載不備について

契約書を閲覧した結果、平成29年度業務委託契約書1件について、契約書の文言訂正数（削除○

平成30年度以降の補助金は補助金要綱記載の項目に対してのみ補助を行うこととした。

申請者との事前の調整を適切に行うなどの改善に取り組むこととした。

契約書は、外部の第三者との権利義務関係を証明する重要な書類

文字、挿入△文字）が実際の訂正文字数と異なっていた。

契約書作成事務の承認体制自体は整っており、今回はたまたま記載内容のチェックをかいくぐった案件であった。当不備をもって契約内容が即無効となる訳ではないが、契約書は外部の第三者との権利義務関係を証明する最も重要な書類であることから、今後は記載内容のチェックに留意されたい。

#### 4.5 地域子ども・子育て支援事業等（利用者支援事業等）

##### 4.5.1 利用者支援事業

###### 2. 監査の実施結果

（意見4）事業推進における県の指導力発揮について

成果指標として「実施箇所数」を設定し事業推進が行われている状況ではあるが、県内43市町村に占める割合は未だ3割程度と少なく、また、事業対応能力的にも余力があると思われる相対的に規模の大きな市を中心とした事業実施が目立っている。ただ、当該事業は本来全ての市町村において実施されるべき性質の事業である。

実施主体である市町村からの申請に基づく事業とはなっているが、特に町村における事業推進を図るためには、より積極的な情報提供及び申請がない理由の把握、助言等の機能の発揮による全市町村実施に向けた事業推進への取組が求められる。

##### 4.5.2 乳児家庭全戸訪問事業

###### 2. 監査の結果

（意見5）乳児家庭全戸訪問事業の更なる推進について

当該補助事業については、志布志市が平成28年度から、天城町が29年度から実施しており、結果として27年度から29年度の間において2市町村が新たに実施している状況が見られる。

ただ、平成29年度においては9つの町村が当該補助事業を実施していないとの記載となっているが、そのうち6町村は、独自に生後28日以内に訪問を行う新生児訪問を、実質的に取り組んでいた。残りの3つの町村は、事業実施に際しての人員不足等の諸課題はあるかもしれないが、当該事業は他の事業にも関連する「子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業」であり、また、町村自ら実施しない場合でも、町村が認めた者に委託等も可能であることから全ての市町村での実施が求められる事業と思われる。

なお、仮に対象である「生後4か月までの乳児のいる家庭」がないことにより補助金交付申請額が発生しない場合でも、事業として実施している場合には、実施の欄は「○」として資料を作成す

であることを再認識し、記載内容に十分留意することとする。

市町村における事業の実施状況の適切な把握に努めるとともに、未実施の市町村に対し、未実施の理由や現状を確認しながら実施に向けて働きかけていく。

市町村における事業の実施状況の適切な把握に努めるとともに、未実施の市町村における、未実施の理由や現状を確認しながら実施に向けて働きかけていく。

るのが適当と考える。

継続して実施されていない町村については、実施していない理由を聴取・把握して次の段階へ向けての対応を検討する必要があるように思う。

#### 4.5.3 養育支援訪問事業

##### 2. 監査の実施結果

（意見6）市町村における実態把握と事業推進について

「乳児家庭全戸訪問事業等により把握」を前提とした事業であるが、事業の内容に記載があるような「養育支援が特に必要な家庭」という対象はないという判断であろうか、43市町村のうちで事業を実施しているのは15市町村（約35%）のみでしかない。補助金額も平成29年度実績額2,205千円と少ない。

仮に対象家庭があれば、各市町村の相談・支援等が是非とも必要な事業であるということから判断すると、「乳児家庭全戸訪問事業」の実施と併せて、全ての市町村での実施が求められる事業であろう。

市町村における該当家庭の把握方法と対応状況について調査し、市町村での対応が十分であるか、この事業推進という課題に向けて相談・支援ができるケースはないか等について検討することが適当と考える。

#### 4.5.4 地域子育て支援拠点事業

##### 2. 監査の実施結果

（意見7）支援拠点の設置推進について

地域子ども・子育て支援事業推進のためには、まず「支援拠点」を設置し、それぞれの市町村の実態に応じてその支援体制を整えることが必要ではないかと思われる。

支援拠点の設置されていない町村のうち、大和村、宇検村及び龍郷町は奄美大島に位置し、天城町及び伊仙町は徳之島、あと屋久島と長島である。

まず、島内に支援拠点が全くない屋久島には設置が必要と考える。

また、奄美大島内の奄美市や瀬戸内町には支援拠点が設置されており、徳之島内には徳之島町に設置されているが、同じ島内といっても他の町村には変わりがなく、連携が難しい要因もあるように思える。

本来は自らの市町村全てに支援拠点を設置し、事業推進すべき事業として位置づけるのが適当と考える。

#### 4.6 安心子ども基金総合対策事業（保育所等整備事業等）

##### 2. 監査の実施結果

【指摘5】工事着手報告及び進捗報告について（入手漏れ及び受付印漏れ）

市町村における事業の実施状況の適切な把握に努めるとともに、未実施の市町村における、未実施の理由や現状を確認しながら実施に向けて働きかけていく。

市町村における事業の実施状況の適切な把握に努めるとともに、未実施の市町村に対し、未実施の理由や現状を確認しながら実施に向けて働きかけていく。

保育所緊急整備事業において、工事着手後10日以内に所定様式により知事に状況を報告する（鹿児島県安心こども基金総合対策事業費補助金交付要綱第9条(1)）とし、毎年度12月末日の状況を翌月10日までに所定様式により知事に状況を報告する（同第9条(2)）ことを実施主体である市町村に要求している。工事着手後の報告がないものが1件あり、また、工事着手後の報告及び12月末日の報告に受付印が押印されていないものが2件あり、いつ受付をしたのかわからないものがあった。

受付印がないとこの補助金の交付要綱どおり運用されているのか確かめることができないため、適切な対応が望まれる。

また、実施主体より報告がない場合は、督促して入手すべきであるが、少なくとも実績報告を受け、検査を実施する時期に全ての必要資料を入手しているのか確かめ、もし入手していないときは徴求すべきである。

#### 4.7 子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園施設整備事業）

##### 2. 監査の実施結果

###### 【指摘6】実績報告書の記載誤りについて

鹿児島県認定こども園施設整備補助金実績報告書（1件）において、県費補助交付決定額に影響はないが、関係書類のうち「平成29年度鹿児島県認定こども園施設整備補助金実績額内訳」の「県費補助基準額」に記載の数値が誤って記入されていた。

今回においては県費補助交付決定に影響はないものの、実績額内訳の誤記入により計算を誤る可能性も高いことから、より慎重な確認が必要である。

#### 4.8 子ども・子育て支援総合対策事業

##### 4.8.1 子ども・子育て支援総合対策事業（保育所特別保育等研修事業）

##### 2. 監査の実施結果

###### （意見8）研修等への参加費（実費）の管理について

当研修事業では、参加料として1,000円（研修資料実費）を研修初日の受付時に受け取っている。しかし、当該金額に関しては実績報告書上特に報告がなされることのないものとなっている。

事業の運営を委託しているとはいえ、事業の実施主体はあくまでも県であることから、参加者からの金銭の受取については、金額の多寡にかかわらず管理すべきものとする。今後は、実費であったとしても、受取金額・内訳については、委託先から報告を依頼し内容を確認することが望ましい。

###### （意見9）アンケート結果の活用について

今後、実績報告を受け検査を実施するまでに、必要資料に漏れや誤りがないように、これまで以上に確認を行うこととする。

今後、誤りがないように、これまで以上に確認を行うこととする。

今後の研修については、指摘を踏まえた対応（実費徴収についての報告）を行うこととする。

当該研修事業においては、研修実施後に参加者にアンケートを実施し、研修の感想を含め集計している。また、当該集計結果については課内にて回覧し、各担当者にて確認がなされている。しかし、集計結果や、その他担当者の気づきや意見をまとめ、次回開催に向けた改善策を策定するところまでは至っていない。

研修参加者によるアンケートの集計結果は、当該研修の参加者の意見や感想を確認するだけでなく、それを次回開催の改善につなげるためのものでもある。また担当者の気づきや意見を踏まえ改善策までをまとめ、次回開催時の計画・実行につなげることが必要であると考え。これにより当該事業についてのPDCAサイクルをしっかりと回すことができ、次回事業実行時の有効性や効率性の向上につなげることが可能になると考える。

#### 4.8.2 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設等研修事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見9-2）アンケート結果の活用について

当該研修事業においては、研修実施後に参加者にアンケートを実施し、研修の感想を含め集計している。また、当該集計結果については課内にて回覧し、各担当者にて確認がなされている。しかし、集計結果や、その他担当者の気づきや意見をまとめ、次回開催に向けた改善策を策定するところまでは至っていない。

研修参加者によるアンケートの集計結果は、当該研修の参加者の意見や感想を確認するだけでなく、それを次回開催の改善につなげるためのものでもある。また担当者の気づきや意見を踏まえ改善策までをまとめ、次回開催時の計画・実行につなげることが必要であると考え。これにより当該事業についてのPDCAサイクルをしっかりと回すことができ、次回事業実行時の有効性や効率性の向上につなげることが可能になると考える。

#### 4.8.3 子ども・子育て支援総合対策事業（子育て支援員研修事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見8-2）研修等への参加費（実費）の管理について

当該研修事業では、参加料として2,000円（研修資料実費）を研修初日の受付時に受け取っている。しかし、当該金額に関しては実績報告書上特に報告がなされることのないものとなっている。

事業の運営を委託しているとはいえ、事業の実施主体はあくまでも県であることから、参加者からの金銭の受取については、金額の多寡にかかわらず管理すべきものと考え。今後は、実費であったとしても、受取金額・内訳については、委託

今後の研修については、指摘を踏まえた対応（アンケート結果に基づく改善策の検討の報告）を行うこととする。

今後の研修については、指摘を踏まえた対応（アンケート結果に基づく改善策の検討の報告）を行うこととする。

今後の研修については、指摘を踏まえた対応（実費徴収についての報告）を行うこととする。

先から報告を依頼し内容を確認することが望ましい。

#### 4.8.4 子ども・子育て支援総合対策事業（保育士等キャリアアップ研修事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見8-3）研修等への参加費（実費）の管理について

当研修事業では、参加料として1,000円（研修資料実費）を研修初日の受付時に受け取っている。しかし、当該金額に関しては実績報告書上特に報告がなされることのないものとなっている。

事業の運営を委託しているとはいえ、事業の実施主体はあくまでも県であることから、参加者からの金銭の受取については、金額の多寡にかかわらず管理すべきものとする。今後は、実費であったとしても、受取金額・内訳については、委託先から報告を依頼し内容を確認することが望ましい。

（意見9-3）アンケート結果の活用について

当該研修事業においては、研修実施後に参加者にアンケートを実施し、研修の感想を含め集計している。また、当該集計結果については課内にて回覧し、各担当者にて確認がなされている。しかし、集計結果や、その他担当者の気づきや意見をまとめ、次回開催に向けた改善策を策定するところまでは至っていない。

研修参加者によるアンケートの集計結果は、当該研修の参加者の意見や感想を確認するだけでなく、それを次回開催の改善につなげるためのものでもある。また担当者の気づきや意見を踏まえ改善策までをまとめ、次回開催時の計画・実行につなげることが必要であるとする。これにより当該事業についてのPDCAサイクルをしっかりと回すことができ、次回事業実行時の有効性や効率性の向上につなげることが可能になると考える。

#### 4.8.10 子ども・子育て支援総合対策事業（認定子ども園等における教育の質の向上のための研修事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見9-4）アンケート結果の活用について

当該研修事業においては、研修実施後に参加者にアンケートを実施し、研修の感想を含め集計している。また、当該集計結果については課内にて回覧し、各担当者にて確認がなされている。しかし、集計結果や、その他担当者の気づきや意見をまとめ、次回開催に向けた改善策を策定するところまでは至っていない。

研修参加者によるアンケートの集計結果は、当該研修の参加者の意見や感想を確認するだけでなく、それを次回開催の改善につなげるためのもの

今後の研修については、指摘を踏まえた対応（実費徴収についての報告）を行うこととする。

今後の研修については、指摘を踏まえた対応（アンケート結果に基づく改善策の検討の報告）を行うこととする。

今後の研修については、指摘を踏まえた対応（アンケート結果に基づく改善策の検討の報告）を行うこととする。

のでもある。また担当者の気づきや意見を踏まえ改善策までをまとめ、次回開催時の計画・実行につなげることが必要であると考えている。これにより当該事業についてのPDCAサイクルをしっかりと回すことができ、次回事業実行時の有効性や効率性の向上につなげることが可能になると考える。

#### 4.8.12 子ども・子育て支援総合対策事業（園務改善のためのICT化支援事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見10）問合せ結果の記録について

対象経費のうち、消耗品費については1/2を対象金額に算入することとなっている。システム導入においては、経費算入の区分について国からのFAQもあるものの、判断が難しいものも多く、国に対し不明なものについては問合せを行っている。しかし現状では、当該問合せに関する回答を記録として残していない。次回以降同じ質問をする可能性もあるため、記録に残す必要がある。

システム導入に当たっては、対象経費について要綱では判断が難しいものも多くあり、国に対する質問内容及びそれに対する回答については、当該経費に対する県の判断の根拠ともなる重要な情報であると言える。また次回以降、同じ質問をする手間も省けることから、業務の効率化にも資することから、質問日、質問者、対応者、質問内容、回答内容など基本的な事項については、書面で残しておく必要がある。

#### 4.8.14 子ども・子育て支援総合対策事業（認可外保育施設すこやか健診事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見11）補助基準額の設定について

補助基準額の算定方法については「次の表の基準額欄に掲げる額に健康診断を受診する児童の実人数を乗じた額とする。ただし、算出された額が上限額欄の額を超える場合には、上限額欄の額を基準額とする。」としている。ここで、「健康診断を受診する児童の実人数」については下記のように運用において計算を行っている。

例1. 認可外保育施設の入所人員60人以上90人未満の施設において、内科検診1回目：60人、内科検診2回目：70人、歯科検診：63人が受診した場合

単価 2,300円×70人（最も多かった受診人数）＝161,000円

例2. 認可外保育施設の入所人員60人以上90人未満の施設において、内科検診1回目：65人、内科検診2回目：65人、歯科検診：63人が受診した場合

単価 2,300円×65人（最も多かった受診人数）＝149,500円

平成30年度は書面で残していることを確認済みである。今後とも同様に対応することとする。

「実人員」の考え方について検討し、必要な対応を行うこととする。



・個別訪問する専門家の調整・確保  
・個別訪問した結果の取りまとめ、報告であった。

なお、個別訪問した結果の取りまとめについては、専門家が作成した報告書を受けて、個別訪問実施状況表（表1枚）を作成している。

委託先は、この事務人件費について備考欄に内訳を次のように示している。

217,400円×4人

560,000円×1人

161,509円×1人

この人員がどのような作業をしたのか照会し、納得のいく回答が得られなければ、現地調査等を実施すべきである。

（意見14）収支予算書の入手について

企画提案時に、提案業者より見積書は入手しているが、委託業務終了時に入手する歳入・歳出決算書と見積書では科目が異なり、予算実績対比は困難であった。また、当年度より開始した事業であったため、前年度実績との比較もできなかった。

もともと、管理費の県積算額（548千円）と委託者の積算額（4,462千円）と大きな差があったが、特に理由等は照会されていなかった。

予算・実績比較効率化のために、決算書と同じ項目で事業開始前に収支予算書の入手を提案したところ、「委託契約の性質上、仕様書等に基づき、企画提案時に提出してもらう見積書の項目と、実際の支出項目が全て一致することは現実的ではないと考えている。委託費内で事業内容が適正に実施され、対象外経費が含まれていなければ、適切な予算執行と考えられるため、見積り時と同じ項目の報告書までは求めていない。」との回答を受けた。

県の回答から、収支予算書は委託業者より入手し、検査時の予算実績比較やさらに現地調査等まで実施している委託事業は、一部の先進事例にとどまっているようである。この先進事例においては、今回の包括外部監査の事業所往査により、実績報告書の誤りが検出されている。

そもそも、この事業に関連しない対象外経費が含まれているか確認するためには、予算実績対比や前期比較、必要と認められれば賃金台帳や領収書等の照合が不可欠なはずである。

（意見15）保育所等給与等実態調査の回収率について

保育所等給与等実態調査は、県内の子ども・子育て支援新制度の対象となる保育所等を対象に、これまでの処遇改善策の効果や職員給与の状況、施設の実態等に関する調査を行い、県における子ども・子育て支援策の効果的な事業を行うための

今後の事業については、実績報告に対象外経費が含まれていないか確認を行うこととする。

今後も事業内容をさらに向上させるため、改善・工夫を続けていく。

基礎資料とするものである。また、集計結果の概要をまとめ、保育に関わる全ての者の共通認識を深めるとともに、経営者等が自園の状況を客観的に把握し、職場環境の改善を図るための資料とすることも目的としている。そのためには、回答率を高めることが重要であり、業務仕様書においても

- ・調査項目やレイアウトを工夫し、回答しやすい調査票とすること
- ・施設からより多くの回答を得るため、インターネット等を活用するなど、回収方法を工夫することを求めている。

しかし、回答率は38.5%であり、他県の実績、例えば静岡県91.4%（平成28年度）、大阪府99.4%（平成28年度）、福井県76.2%（平成29年度）と比較すると、大きく見劣りする結果となっている。

回答率が低い要因として、調査内容が当初の想定よりも複雑かつ多岐なことから、回答しやすい調査票となっていないことが挙げられる。県も、関係団体への提出協力依頼や、提出期間延長、調査票発送先に対する督促の実施等、回収向上策に努めている。

そもそも業者選定の適切性については、この事業は専門性により全く効果が異なるため、企画競争を実施し最も優れた企画案を選定している。ただし、結果的にこの1者しか応募がなく、審査委員会で遂行能力ありと判断されたため、採用されている。調査票の作成能力やセミナーの企画能力等を選定段階で評価することは、特に専門性の高い分野では困難であると思うが、例えば「処遇改善等加算」や保育園等の監査を担当している職員を選定時に同席させる等、委託を行う上で、より遂行能力があるか判断する能力を高める必要がある。

なお、平成30年度ではこの事業について、2者の応募があり、平成29年度とは別の委託者が選定されている。また、保育所等給与等実態調査については、平成30年度は実施されていないが、それ以外の事業については、実施回数や実施時期も見直され、セミナーも既に実施されたものは、昨年より好評とのことであり、改善されている。

#### 4.12 子どものための教育・保育給付事業

##### 2. 監査の実施結果

【指摘7】全国統一費用及び地方単独費用の変更  
交付申請額の記載誤りについて

- ①全国統一費用交付の流れは以下のとおりである。
- ・平成29年7月に対象市町村から交付申請を受ける。審査後に国へ交付申請を提出
  - ・国の交付決定を受けて、平成29年10月に県より

市町村から提出される書類について、誤記載や漏れ等がないよう一層、慎重な審査を実施することとする。

対象の市町村に交付

- ・平成30年2月に対象市町村から変更交付申請を受けて、平成30年3月に国に変更交付申請を提出
- ・国の交付決定を受けて、補助金の残金を対象市町村に交付。変更交付申請は、平成29年までは実績、平成30年1月から3月までは見積りにより申請額を算定している。

分析手続を実施したところ、以下の記載誤りが発見された。

西之表市

私立保育園に支払う委託費の利用者徴収額（62,276千円）の記載が漏れていたため、平成30年3月の公費負担額が過大となっている。平成29年度の利用人員数も誤りがあり、例えば合計で478人と記載すべきところ、360人と記載していたため、利用者1人当たりの負担対象額は前年度実績と比較して、著しく増加していた。

曾於市

利用人員の記載が0人となっており、記載が漏れていた。

南大隅町

私立保育園に支払う委託費の利用者徴収額について、41,916千円のところを4,198千円と記載しているため、平成30年3月の公費負担額が過大となっている。

大和村

補助金の対象となる対象経費を過少に計上していたため、平成30年3月の公費負担額が過大となっている。

上記のうち3市町村は、公費負担額が過大となっているため、国及び県の市町村に対する補助金が過大に支給されていた。

ただし、平成30年7月に平成29年度の実績報告がなされ、これにより上記過大支給額については、返納される見込みである。

②地方単独費用について、平成28年度の実績報告及び平成29年度の変更交付申請資料を調査したところ、平成28年度実績報告に記載誤りが発見された。

南さつま市

平成28年度の全国統一費用は公定価格の72.5%部分であるが、これを全額と考えていたため、公定価格を過大に計上しており、県の市町村に対する補助金が過大に支給されていた。

ただし、平成29年7月に平成28年度の実績報告がなされ、これにより平成30年3月に過大額については、返納されている。

平成28年度及び平成29年度の変更申請時に補助金の過大支給等が発見された。県は、「市町村か

らの申請額について、更にチェックの観点を複数設ける必要があると考えている。年度における具体的な取組としては、制度開始後3年分の実績が出たことを受け、規模の年度間比較の観点を設ける等している。」としている。

（意見16）審査体制の見直し

この事業は、事業規模も大きく、制度内容が複雑であり、かつ開始して3年目と新しい事業であるため、重要な誤記載が生じるリスクが高い。特に変更申請時は、12月の補正予算の期限との関係で日程的にもタイトなため、リスクがさらに高くなっている。

県は、交付申請、変更交付申請及び実績報告等で市町村の提出した交付申請書や実績報告書等を審査する必要があるが、審査時に実施すべき手続等は特に規定されていない。

審査の前提として、市町村の報告体制が、リスクに勘案して、適切に整備されているか確かめ、体制に不備があれば改善を求めるべきであろう。また、前年度との比較や変更申請時と実績時を比較し、市町村の増減コメントと相違する状況であれば、理由を照会し誤りがあれば修正を依頼すべきである。

#### 4.13 地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見17）子育て援助活動支援事業促進について

当該事業はなかなか容易に拡大できる事業ではないため、実施している市町村の中では最も人口が多く、条件が整いやすそうな鹿児島市においてですら、平成27年度から補助金額もほとんど増加が見られていない。

ただ、このような子育て支援の意識を醸成させるような事業は、本来、長期継続的に進めることが必要な事業と思われるため、課題と対策についての必要な情報を蓄積しながら、時間をかけて推進していくことが必要と思われる。

#### 4.14 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見18）実施市町村数の増加の必要性について

「かごしま子ども未来プラン2015」において数値目標項目としている「病児保育事業の延べ受入可能者数」40,941人については、平成29年度では45,037人と達成はしているものの、事業内容から判断すると、まず全市町村で実施された上で、各市町村での実施か所数の増加を図ることが重要ではないかと考える。平成29年度でも半数以上の市町村では事業が実施されていないと推測される状況が見られる。

担当部署においても「引き続き設置促進のため

市町村において、複数人で提出書類をチェックしたことがわかる書類の提出を求めることとする。

また、前年度金額との比較のできる様式を提出させ、県・市町村それぞれで異常な増減がないか確認できる方法を検討することとしている。

市町村における事業の実施状況の適切な把握に努めるとともに、未実施の市町村に対し、未実施の理由や現状を確認しながら実施に向けて働きかけていく。

市町村における事業の実施状況の適切な把握に努めるとともに、未実施の市町村に対し、未実施の理由や現状を確認しながら実施に向けて働きかけていく。

の取組を行う。」とのことであるが、対象が「病児」であることを考慮すると県内全ての市町村での実施に向けて事業推進が必要と考える。仮に対象者がいなかったような場合は、実施していないのか、該当者がいなかったのかが判別できるような情報収集方法を検討することが適当と考える。

#### 4.15 乳幼児医療費助成事業

##### 2. 監査の実施結果

（意見19）実績報告書の記載誤りについて

市町村が提出した実績報告書を閲覧したところ、6市町村において委託事務経費の誤計算が発見された。当該誤りの主な原因は、実績報告書上の〈処理件数〉の解釈の相違による。〈処理件数〉の定義は「鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱」では明確にされておらず、市町村によっては独自の解釈による処理件数を記載していたことが判明した。

今回誤記載の発見された市町村については、結果としていずれも実際より過少に報告されていたため、県の補助金過大支給は発生していない。しかしながら、誤申請であることには変わらない。一義的には申請者である市町村担当者が不明点を県に確認すべきと考えるが、県においても、各市町村間の数値比較、前年度比較等による異常値の有無に留意するとともに、市町村に対し適切な報告書の作成を指導されたい。

#### 4.17 地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見20）達成状況を把握する時期について

かごしま子ども未来プラン2015の目標と実績の達成状況については計画の最終年度に調査を行うとのことであるが、最終年度における調査では、事後的な調査となってしまう事業進行年度における課題の把握や方策の見直し・改善の機会が存在しないことになり、この事業目的を達成するために採用する方法としては適当ではないと思われる。

対象となる児童の市町村における発生状況の調査は計画の進行中に実施し、事業推進課題等があれば実施主体である市町村と連携して検討・対処し、次の事業年度にその結果を生かし、工夫を継続しながら推進していく体制が求められるのではないかと考える。

（意見21）市町村の体制整備状況の把握について

当該事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））であることから、結果とし

市町村に交付申請時の留意事項を示した事務連絡を発送し、その中で「処理件数」についての説明を行った。

最終年度に状況を把握し、次期計画における改善策に反映させることとしている。

市町村における事業の実施状況の適切な把握に努めるとともに、未実施の市町村に対し、未実施の理由や現状を確認しながら実施に向けて働きかけていく。

て、補助金実績額の発生が少ないことは状況としては好ましいのかも知れないが、市町村における実態の把握が必ずしも十分ではないように思われる。

重要なことは、このような状況に陥った児童がいる場合に、随時対応可能な施設が存在し、施設側の受入体制にも支障がない状況が整っているかどうかということであろう。

県は補助金の交付が主たる業務となつてはいるが、当該事業が進んでいない実態の把握とともに、全く発生のない24市町村についても、事業で想定している状況発生時の対応をどのように行っているか、体制整備における問題はないか等について調査・把握し、事業推進上の課題の有無等について整理しておくことが必要ではないかと考える。

#### 4.18 地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付）

##### 2. 監査の実施結果

（意見22）成果指標の設定について

かごしま子ども未来プラン2015の目標と実績等に記載のとおり、成果指標は設定されていない。

成果指標は、公的事業を実施する上での目標としての重要な役割を持つ。また、成果指標が設定されていないと事業評価も難しい。

数値的な指標設定が容易ではない事業も発生すると思われるが、やはり事業推進に必要な主要事項を成果指標として設定し、事業目的の達成を図ることが適切と考える。

（意見23）事業実施における課題の把握について  
補助金の対象となる市町村が極めて少ない。

当該事業も実施主体は県内の全ての「市町村」であるが、ほぼ鹿児島市のみに集中している。また、薩摩川内市は交付申請段階での264か月に対して、実績が全く発生していない。

当該事業が前提とするような状況が発生した場合に、各市町村ではどのように対応しているのか等の実態が気になるところであるが、情報が十分に整理・保管されていない。

事業内容から推測しても鹿児島市以外でも発生する事業ではないかと思われるため、市町村における実態の調査・把握と今後の事業推進を検討する上で、県の役割として克服可能な課題があるのかどうか等を検討・整理しておくことが必要ではないかと考える。

#### 4.21 私立小中学校等経済的支援実証事業

##### 2. 監査の実施結果

（意見26）支援金交付の遅れについて

国が主導する実証事業の1年目に混乱があった。国の制度設計時に、対象者を限定するつもりで設けた支給要件に想定していない部分があり申請者

当該事業は保護者の世帯所得の状況等を勘案して日用品等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業であり、成果指標を設定することが必ずしも適当であるとは考えていないが、市町村が必要としている費用については確保に努めているところである。

市町村における事業の実施状況の適切な把握に努めるとともに、未実施の市町村に対し、未実施の理由や現状を確認しながら実施に向けて働きかけていく。

国から示される事業スケジュール・状況等の情報について、学校に対し適宜情報提供を行うことと

が2倍になったものである。予算額の大幅な増額も容易ではなく、事業の趣旨に従い支給要件の変更も併せて対応した。本県でも申請者数が予算見積りの3倍強になった。これらの対処に時間を要し、通常であるならば年度内に交付されるところが、対象校に交付が行われたのは翌年度になってからである。また、国の事業であるため、この遅延状況について県から交付申請者・学校への情報提供を行うことができず、問合せがあれば回答するという対応であった。

県も国に振り回された感があるが、最も影響を受けたのは申請者と学校である。申請者の視点に立つと素早い情報提供が必要であった。

一義的には事業の設計を国がしっかりやっていたただかなければならない、ということになる。しかし窓口になっている県も行政サービスの受益者に積極的に情報提供を行い、不安と不便を解消する努力を怠ってはならない。

#### 4.22 私立専修学校生経済的支援実証研究事業

##### 2. 監査の実施結果

（意見27）制度の利用が活発でないことについて

当事業は国において、平成27年度に創設されている。そのため、県においては、県内の35私立専門学校に対して当事業への需要調査を実施し、平成27年度及び平成28年度は希望がなかったが、平成29年度の当初予算時には3校25人の希望があり、予算化した。しかしながら、実際に実施したところ、協力校及び補助対象生徒は1校4人であった。参考までに平成30年度の実施状況を聴取したところ、実績は1校7人である。残念ながら、これまでのところ活用しやすい制度にはなっていないと言わざるを得ない。

国からの委託事業であるが、不人気の背景として次の2点があるのではないか。

1つは、この事業では専門学校側の授業料減免が前提条件になっていることである。生徒が通う専門学校がまず生徒の経済的状況を勘案して授業料の減免をしていることが必要で、その上で減免額の一定割合を補助するという仕組みである。減免する額も制度上最低20万円（授業料が60万円未満の場合は、授業料の1/3の金額）であり、専門学校側としてもそれなりの負担感であろう。私立高校など学校法人では同じようにスポーツとか学習・技能での優秀者に対し学校授業料の減免措置が設けられている例が多いが、専門学校の場合修学年限が1ないし2年であることも多く、専門学校の財務への負担も大きいのではないかと考える。この点に目配りした制度に調整することが必要である。

もう1つは、専門学校側に様々な情報開示が事

したい。

平成30年度の事業については平成29年10月、平成30年4月に需要調査、事業計画調査を行い事業を実施したところである。

今年度の事業においても、同時期に需要調査や事業計画調査を行うとともに、学校からの問合せ等の際に制度の説明を丁寧に行うなど情報提供を行っている。

前に求められていることも活用が進まない背景にあるのではないか。「1. 事業の概要」に記載したように専門学校側に諸情報のWEBでの開示を求めている。情報開示は世の流れであり、これは専門学校側の奮起を促したい。

#### 4.23 ピロリ菌検査事業

##### 2. 監査の実施結果

###### 【指摘8】委託先の商号等確認について

当検査業務委託先について、商業登記簿謄本を入手したところ、商号（法人名）及び法人住所の変更登記がなされていなかった。

結果として、未登記の法人に対して業務委託契約を締結していたこととなる。契約書の記載事項と登記事項の不一致をもって直ちに契約が無効になるわけではないが、余計な紛争を防ぐためにも、契約の相手方の事実確認は重要と考える。

県入札参加資格審査においても、商号変更は県への変更届事項と定められていることから、随意契約を理由として商号を確認しなくてもよいとする理由はない。少なくとも、初回契約時や、前回契約時から法人名・法人住所・代表者が変更されている場合は、登記簿謄本を入手して事実確認を行うべきである。

###### 【指摘9】再委託について

ピロリ菌検査事業受託者は、業務実施後、県に対して「業務委託実績報告書」を提出する（業務委託契約書第8条）。当実績報告書及び別紙明細書を閲覧した結果、A社実績報告書の一部において検査機関名が受託者A社以外のB社であった。

しかし、実際はA・B社ともに株式会社であり、B社はA社グループとはいえ別の法人格を有する団体である。

当業務における個人情報を取り扱う場合の再委託については、一括再委託に限らず再委託全般について県の承認が必要と定めている（同第13条及び個人情報取扱特記事項第7）。よって、今回の事案については、事前に県の承認を得る必要があったが、承認手続は行われていなかった。

個人情報を取り扱う当業務は部分再委託についても県の承認が必要なことに留意するとともに、委託先にも周知することが必要である。

#### 4.24 児童虐待防止対策事業

##### 2. 監査の実施結果

###### 【指摘10】キャンペーングッズの過年度における大量購入について

キャンペーングッズの在庫管理表を入手し、実査したところ、払出量に比較して大量の在庫が保管されていた。

県によると、全て平成19年度頃一括で購入したとのことで、当時の書類が残っていないため正確

初回契約時や、前回契約時から法人名・法人住所・代表者が変更されている場合は、登記簿謄本を提出するよう委託先へ通知し、登記簿謄本にて事実確認を行った。

再委託をする場合は、同グループ会社であっても、別の法人格を有する団体である場合は、県の承認手続を行うよう委託先へ通知を行った。

指摘を踏まえ、消耗品については必要量に応じた購入としたい。

現在、在庫として管理しているキャンペーングッズについては、オレンジリボン・キャンペーンな

な購入時期、数量、金額等は不明とのことであった。

ボールペンは、製造後2年は保証されており、3年を超えると書き味に影響を与えるとのことであるが、フィルム性の保存袋にこん包されているためか、任意に抽出したものについて異常等があるとは感じなかった。

キャンペーングッズ購入年度以降、周知する児童相談所全国共通ダイヤルが変更となったため、クリアファイルについては、変更箇所にシールを貼って、配布している。他のグッズも変更箇所にシールを貼ることで対応している。

過年度に支出したものの、長期間在庫となっているため効果の発現が長期間に渡っており、品質劣化や陳腐化リスクもある。

変更事項の対応により修正の手間が発生し、かつクリアファイルの例でもわかるとおり見栄えを損なっている。

ボールペンについては、現状では品質は保持されていると考えられるが、すでに保証期限を大きく経過しており、今後使用不可となる可能性がある。

今後、修正の手間等が発生しないよう、この場合であれば、キャンペーンの都度、必要な量を購入すべきである。パンフレットの記載内容も、効果が最大となるよう、各年度で見直しを実施することが望ましい。例えば国の平成29年度及び平成30年度のパンフレットでは、児童虐待の通告に重きを置いた内容となっており、県のパンフレットとは重点が異なる内容となっている。

残った在庫については、保有期間が長期化するほど品質劣化や記載内容の陳腐化による廃棄リスクが高まる。よって、今後は払出を増加させ、できるだけ早期に配布完了することが望まれる。

（意見28）支出済額の把握について

県の財務会計システムには、事業コードを登録し事業名を表示することができる。しかしながら実際は、事業コードを登録していないため、会計データを見ただけではどの事業の支出かわからない。例えば同じ児童福祉相談員に対する報酬であっても、

中央児童相談所、大島児童相談所・・・「児童虐待防止対策事業」

大隅児童相談所・・・「大隅児童相談所運営事業」

とのことであり、第三者による判別が困難となっている。

また、事業の支出を担当者が手作業で管理しているため、この事業の支出明細を入手するまで時間を要しており、作業効率性にも問題がある。

ど、様々な機会を活用し配布している。

今後も、児童虐待防止の効果的な広報・啓発に努めながら早期に配布を完了させていく。

事業コードの登録については、財務会計システム上の課題から、他事業や他所属への影響、システム改修の必要性など予期せぬシステムトラブル発生の可能性もあることから、現時点においては困難である。

包括外部監査に限らず、毎年監査委員事務局に提出する「定期監査調書」においても各事業の支出済額の記載が求められる。また、この事業のように国庫補助を受けている場合、対象経費を集計する必要もある。よって、可能であれば事業コードを登録し、支出負担行為や支出命令時に事業コードを入力することにより、効率性を図るべきである。

（意見29）評価指標の設定及び公表について

事業の成果を通告件数で判断しているが、目標値等の設定がないため、成果の達成度合いがわからない。また、通告件数の増加は、潜在的な児童虐待が通告により児童相談所による対応が図られたという意味では成果指標となると思うが、成果指標として、よりふさわしい指標はないか考える余地はあると思われる。

児童虐待の相談件数の増加や深刻化に伴い、他県においても児童虐待防止計画やアクションプランを策定し、数値目標やPDCAサイクルを採用している県が増加している。奈良県では児童虐待防止アクションプランの成果指標として、「児童虐待通告における最重度・重度の割合を、「1.0%以下」にする」としており、現状値も併せて記載している。この指標が低下すれば、深刻な事態になる前に何らかの対応が図られたと言えると思うので、評価指標として適切に設定されていると考える。

県も評価指標として何がふさわしいか検討し、目標値を定め、その達成状況を「子ども虐待防止ネットワーク会議」等で検討することを進めるべきである。

（意見30）子ども虐待防止ネットワーク会議等のHP開示について

「子ども虐待防止ネットワーク会議」や「子どもSOS地域連絡会議」を開催しているが、HP上で開示しておらず、児童虐待の状況やその取組についてどのような議論がなされているのか、県の情報を容易に入手できない状況である。

平成30年も児童虐待の痛ましい事件が発生し、厚生労働省から児童相談所の速報値が公表されたタイミングで、新聞でも大きく取り上げられている。児童虐待については、県民の関心も高まっていると思われるため、HPで公表し児童虐待の情報を入手できるようにし、県民の関心に答える必要がある。

#### 4.25 児童家庭支援センター運営費補助事業

##### 2. 監査の実施結果

（意見31）里親等への支援について

県内で最も相談件数の多かった大隅地域振興局管内にセンターが設置されたことは、適切な対応

評価指標としての目標値の設定については、国の動向や他県の取組状況を踏まえながら慎重に検討する必要がある。

児童虐待防止に係る情報提供については、県HP等で公表可能なものについては、積極的に掲載するなど、更なる県民への情報発信に努めていきたい。

今年度から、児童家庭支援センターに里親支援専門相談員を配置

であった。そのことは「1. 事業の概要⑦児童家庭支援センターの運営状況」の相談件数実績に示されている。単純計算で1日あたり10件前後の相談が寄せられている。専門的な知見を有するスタッフを擁するセンターの今後の活動に期待したい。

さて、児童家庭支援センターに期待されているもう一つの機能は、里親等への支援である。しかし、当センターでは里親等への支援が1件もカウントされていなかった。まだ認知されていないのであろうか。社会的養育の大きなステップであるファミリーホーム、里親制度の充実は養護児童への支援には欠かせない。里親等への支援も活発に行われることを期待する。

#### 4.26 障害児通所給付事業

##### 2. 監査の実施結果

【指摘11】障害児施設給付費等事業計画書の記載誤り

平成29年度の霧島市の「障害児施設給付費等事業計画書」の対象者延人員数が相違していた。相違していた理由は、延人員で記載すべきところを、実人数で記載していたためあるべき数値より少なくなっていた。ただし、支出予定額は相違していなかったため、補助金交付額について相違はなかった。

市町村から、事業計画書や実績報告を受けた際に、それぞれ前期実績報告や事業計画と比較して、例えば今回のように延人員あたりの支出額について著増減があった場合には、市町村に増減理由を補助金交付前に照会することで、適時に記載誤りを発見でき、補助金の交付について信頼性が担保されると考える。

#### 4.28 生活困窮者自立支援事業

##### 2. 監査の実施結果

【指摘12】収支決算書の記載誤りについて

平成29年度の大隅くらし・しごとサポートセンター提出の「事業の収支決算書」を確認したところ

- ・支出区分の相違や計上誤り
- ・計上根拠資料との不一致（源泉所得税や地方税の預かり項目等）
- ・委託対象経費となっているか確認が必要な支出（税理士・社会保険労務士委託料）
- ・算定誤りによる金額の相違（消費税）

が発見された。

支出区分の相違や計上誤り、根拠資料との不一致については、報償費で処理すべき講師等の謝金が報酬で処理されていたり、賃金の中に旅費が混入したりしていた。また、源泉所得税や地方税の預かり項目が共済費に誤って計上されるなど（約13万円）により、収支決算書の前期比較や収支計

し、各種相談に対応することとしている。

市町村から変更交付申請や実績報告を受けた際に、交付申請と比較して、対象者延人員が2倍以上になった場合には、市町村に増減理由を照会し、誤りがあった場合は修正を求めることとしたい。

支出区分の相違や計上誤り、計上根拠資料との不一致、算定誤りによる金額の相違について、訂正した収支決算書等の提出があり、委託費が過大となっていないことを確認した。

また、税理士・社会保険労務士の委託費について、事業対象経費であることを確認した。

各委託先に対し、対象経費と支出区分を示し、適切な経理処理に努めるよう通知するとともに、経理処理等が適正に行われるよう自己点検チェックリストを配布し、自己点検の実施及び実績報告の際に点検結果の提出を求めることと

画書との予実比較が困難となるとともに共済費が過大となっている。

税理士・社会保険労務士委託料（358千円）は、顧問料等であり対象経費であるか否か確認を要する。

消費税については、算定方法が業務委託仕様書等で示されておらず、特に税込経理で処理している場合、正確な算定は困難であったと思うが、自立相談支援事業及び子どもの学習支援事業でそれぞれ36千円、15千円過大であり、消費税が過大に計上されていた。

誤りの中には、積算根拠に内容が示されており、収支決算書上で判明するものもあったことから、委託費の検査が十分ではなかったと言える。よって、検査を十分に実施し、記載が誤っていると思われる項目があれば、委託者に照会し記載を訂正する必要がある。

大隅くらし・しごとサポートセンターは、これらの指摘に対して、平成30年度から改善することであるので、改善状況を県は現地調査等により確認する必要がある。

これらの項目を修正し、収入額を支出額が下回っていれば、委託費の支払いが過大であるため、委託者と協議の上、必要があれば、変更契約により、当初の契約額の減額を検討すべきと考える。

また、消費税等をどのように算定すべきか示してほしいとの要望も監査の過程で委託者より受けている。収支決算書の正確性を支えるためにも記載方法や算定方法を明確に示す必要がある。

#### 【指摘13】収支予算書の記載誤りについて

平成29年度予算実績比較を実施し、そもそも「事業の収支予算書」に記載誤りがあると思われる自立支援相談事業について、平成30年度の「事業の収支予算書」を確認した。

その結果、消費税分を光熱水費と通信運搬費に分けて計上していた。よって、予算実績比較を実施すると、実績では消費税に区分するため、実績過少となっている。なお、収支予算書には消費税を記載する欄が設けられていない。

委託費に345千円、税理士・社会保険労務士として計上しているが、「収支決算書の記載誤りについて」で述べたように対象経費項目であるか否か確認をすべきである。なお、家計改善（相談）支援事業にも150千円計上されている。

消費税は、対象経費であり予算段階で計上すべき項目である。ただし、大隅くらし・しごとサポートセンターの委託は、3者共同体に委託しており、他の事業者は、自立支援相談事業を実施している事業者と同様課税事業者で、消費税を予算段階で計上していないと思われる、収支予算どおり事

し、担当者会議においても周知徹底を図った。

また、収支決算書に消費税を記載する欄を設け、その記載方法等について注意書きを付することとした。

収支予算書に消費税を記載する欄を設け、その記載方法等について注意書きを付することとした。

税理士・社会保険労務士の委託料について事業対象経費であることを確認した。

業を実行すると消費税分赤字となることから、委託者間で有利・不利がある状況である。

「事業の収支予算書」に消費税欄を設けて、事業にかかる消費税を計上すべきである。社会保険労務士・税理士の委託料が事業の対象経費でない項目であるかを確認し、対象経費でなければ収支予算書の修正を求めるべきである。

【指摘14】 広報用マグネットシートの大量購入について

自立相談支援事業の印刷製本費で、収支予算書では計上されていなかった広報用マグネットシートを2,131千円（72,800個）購入している。この支出は、自立相談支援事業の委託費（13,082千円）の16.3%を占めている。

平成30年3月15日 50,000個納品 1,468千円  
平成30年3月23日 22,800個追加納品 663千円  
平成30年7月3日 代金支払い

広報用マグネットシートを購入した理由は、厚生労働省の広報活動事例で紹介されていたこと、平成30年度も事業受託継続となったこと、広報に課題があったこと、平成29年度予算に余裕があったこと、少量で数回に分けて発注するよりも1個当たりの単価が低く抑えられると見込まれたことから、各世帯へ2回の配布＋αで購入したとのことである。19千個を各戸や各町役場に配布し、監査時点（平成30年12月）での在庫は、53千個であった。

なお、大隅地区の所管区域の人口は約49,000人、約22,000世帯である。

現状では53千個1,551千円は在庫に残っているが、県社会福祉課によると、広報用マグネットシートについては陳腐化する内容となっておらず、繰り返し周知することが必要であるとしている。しかし、1回目の配布と比べてその効果は逡減すると考えられること、繰り返しの周知方法としては金額がかさむことから、より効果のある方法を模索すべきではなかったかと考える。

大隅くらし・しごとサポートセンターによると、広報用マグネットシートの配布により、平成30年度の相談数増につながっているとのことである。そうであるならば、結果論的ではあるが、鹿児島県が事業を実施している22町村の世帯数が、約73,000世帯であることから、大隅地区だけでなく、10地区全域に配布したほうが、効果は大きかったと考える。

今後について、陳腐化する内容とはなっていないとのことであるが、定期的に記載内容を見直したほうが、結果的に記載変更はなくとも効果は大きく、支出負担も削減できるため、配布の都度注文し、在庫を大量に残すべきではない。

各委託先に対し、委託料について、実施計画に基づき計画的・効率的な執行に努めるとともに、収支予算書の経費の区分間で20%を超える変更がある場合、県と事前に協議し承認を得るように通知するとともに、担当者会議においても周知徹底を図った。

また、収支決算書に「収入合計については、収支予算書の収入合計を上限として支出合計を記載すること」との注意書きを付することとした。

なお、このように大量発注となった要因として、平成29年度については委託料を平成30年1月までに全額支払い済みであることや、「事業の収支決算書」の注2に「収入合計と支出合計を一致させてください。」とあり、委託料を使い切らなければならないと委託者に誤認させてしまった可能性がある。

「事業の収支決算書」については、「収入合計については、収支予算書の収入合計を上限として、支出合計を記載してください。」と改める等、委託料が余った場合返納できるよう記載を改めるべきである。

#### 【指摘15】 支援決定事務の承認について

生活困窮者の支援決定については、県の承認を要することになっている。県は、支援調整会議に必ず出席していることをもって承認したとの説明を受けた。しかし、議事録に承認されたかどうか記載がないこと、「プラン兼事業利用申込書」や「家計再生プラン（家計支援計画）」の支援決定欄を見ても未記載であったため、第三者から見て、いつ支援決定や確認が実施されたのかわからない状況である。

県社会福祉課によると、今後は支援決定日付を記載し、県の承認印の押印を行うことにより、支援決定の改善について大隅を含めたくらし・しごとサポートセンターにおいて改善するとの回答を得ている。

#### 【指摘16】 NAS（ネットワーク接続ハードディスク）の設置場所について

委託費で購入した備品の実査を実施したところ、NASが、電話の横の人の目につく場所に保管されていた。

NASには生活困窮者の個人情報が入っており、盗難や情報漏洩のリスク対策として、人目のつかない、可能ならば施錠できる場所に保管すべきである。

「自立相談支援機関現地調査チェックリスト」では、個人情報保護の必要な措置のチェックポイントとして書類の保管状況を挙げているが、NAS等のハードディスクやパソコンも個人情報が保管されているため、その保管状況をチェックポイントとすべきである。

#### 【指摘17】 保険の加入について

業務委託仕様書において、委託先に、委託事業執行中のトラブルによる傷害等に対応するため、事前に所要の損害保険に加入するものとしているが、受託している「大隅くらし・しごとサポートネットワーク共同事業体」は、学習支援事業以外は加入していない。加入していない理由は、大隅くらし・しごとサポートセンターは「大隅くらし

各委託先に対し、「プラン兼事業利用申込書」等は、各地域振興局や支庁へ回付するよう改めて文書で通知するとともに、担当者会議においても周知徹底を図った。

各委託先に対し、個人情報の保護の徹底を図るよう通知するとともに、担当者会議においても周知徹底を図った。

また、自己点検チェックリストによる自己点検の実施及び実績報告の際に実施結果の報告を求めることとした。

指摘を受け、大隅くらし・しごとサポートネットワーク共同事業体の幹事団体も直ちに損害保険に加入した。

・しごとサポートネットワーク共同事業体」として運営しているが、共同事業体では所要の傷害保険に加入できないため、そのままになっているとのことであった。

委託先が、保険会社と保険に入れないか折衝中とのことであるが、不測の事態が起きてからでは遅いため、幹事団体が損害保険に加入する等により、傷害等が発生しても付保されるよう、改善すべきである。

【指摘18】実績報告書の記載誤りについて

喜界くらし・しごとサポートセンターでは、事業について、社協だよりに掲載するなどして周知を図ってきたが、実績報告書において、ホームページを活用して周知を図ったとの記載があったものの、該当ページはなく、平成28年から更新されていないかった。県社会福祉課に確認したところ、ホームページは現在更新中とのことである。

別の形で周知を図っているものの、ホームページを活用していなかったことは、委託先の信頼性が問われる事項である。今後の報告や委託先選定の際に、留意する必要があると思われる。

県は、事業終了後の検査においては、実施計画書と実績報告書の内容に大きな相違はないか、現地調査の際にはヒアリングの際に実績報告書の記載と実際の業務について相違がないか等確かめ、大きく乖離している際は企画コンペを予定していない場合であっても、委託先選定の要否等を検討し、より事業実施に適正のある業者を選定すべきである。

（意見32）委託先のモニタリング及び検査の実施について

収支決算書に誤りが検出され、委託費額が相違している可能性があることから、委託先のモニタリング体制を見直す必要がある。

また、委託先の中には、収支決算書提出前に、センター長等上長の確認がなく、収支決算書作成者が引継ぎなく退職しているため、収支決算書記載数値の計上根拠が不明のケースもあった。

委託先でも内部管理体制の整備状況や公共事業の受託経験により、提出資料の作成能力が大きく異なることが判明した。このことや監査結果及び現地調査の結果を勘案して、現地調査の頻度等メリハリをつけて実施すべきである。

また、消費税のようにどのように算定あるいは記載してよいのか困難な項目もあったため、業務委託仕様書等を見直し、委託先が提出資料を作成しやすいよう改善すべきである。

検査については、収支決算書と収支予算書を比較し、収支予算書に計上されていない不自然に額の大きい支出はないか、さらに必要な場合、

各委託先に対し、実績報告書等について複数の職員による確認を行い、誤記載等が生じないよう文書で通知するとともに、担当者会議においても周知徹底を図った。

また、実績報告書の内容を精査し、確実な審査に努めることとする。

委託事業や経理処理等が適正に行われるよう自己点検チェックリストを配布し、自己点検の実施及び実績報告の際に点検結果の提出を求めることとした。

また、現地調査については、必要に応じて実施を検討することとする。

県に協議し変更契約の手続をとっているか等、「自立相談支援機関現地調査チェックリスト」で求められている事項については確認すべきである。

また、検査実施前に「自立相談支援機関現地調査チェックリスト」を基に、委託先に「自立相談支援機関自己点検チェックリスト」を作成し、業務委託仕様書等に準拠して事業を実施したか自主点検を求め、事業終了後提出を求めることで報告体制の底上げを図ることができる考える。

（意見33）子どもの学習支援事業の利用促進について

国においては、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらして実施するよう求めているが、利用者1人あたり委託費は、平均で34千円で、各地区で18千円から358千円とばらつきがあり、アウトプット（委託費）に対して、効果（利用者数）に差がある状況である。

利用者1人あたり委託費を平準化させるためには、①委託費に対して利用者が低い地区の利用者向上策を図る、②利用者に合わせて委託費を増減させる、の2つの方法がある。また、潜在的利用者は各地区にいてと思われるため、さらなる利用者増加を図り、全体としても効果を増加させる必要がある。

利用者向上策としては、開催頻度の多少及び対象者の範囲と利用者数は相関関係があると思われる。よって、開催頻度は月1回程度から週6回開催までばらつきがある状況であるが、子どもの居場所づくりや学力の向上という趣旨から、学習支援員の確保などの状況も踏まえつつ、地域の実情に応じて開催回数を増やすことが望ましい。

委託費は、地域の人口比等により決定している。事業を一定期間継続し、利用状況も定着した段階で、人口比の配分が妥当かどうか、支出と効果の有効性の観点から見直す必要がある。

先行した事業を開始した大隅地区では、平成28年度の実施結果を踏まえて

広報周知

- ・教育委員会を通して、全校・全世帯に配布を依頼
- ・保護者向けの研修会を企画・運営

運営体制

- ・ボランティアスタッフの確保  
大学生だけではなく、社会人に協力をもらう
  - ・人材育成  
学習支援運営団体、スタッフ向けの研修会を開催
  - ・夏休み期間は開催日程を増やして対応
- 学習教材等の工夫
- ・子どもの自主性を尊重するプログラム運営

各委託先に対し、子どもの学習・生活支援事業について、対象者の増加や学習面の充実を図るよう文書で通知するとともに、担当者会議においても周知徹底を図った。

また、生活困窮者自立支援推進地域協議会において、優良事例等の提供に努め、利用者数の増加を図るための具体的な検討を行うこととしている。

参加者が毎回記載する学習記録シートを作成を平成29年度に改善している。この中で、学習支援記録シートを閲覧したが、目標等を記載させることで、参加者の意欲向上につながっていると考ええる。

他地区を含め、平成29年度以降P D C Aサイクルにより、次年度以降に改善につなげ、県が優良事例を各地区に紹介し、事業の底上げをすることにより、参加者が増加し、事業の趣旨である、居場所づくりや学力の向上が図られ、貧困の連鎖の防止の一助となると考える。

（意見34）業者選定手続について

業務受託団体募集要項において、応募書類として

納税証明書（原本）

- ・ 県地域振興局・支庁が発行する県税（全税目）の納税証明書
- ・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

としているが、委託先には一般社団法人やN P O法人等の法人税等の納付義務のある法人もある。

委託先団体として、適切に税金を納付しているか確かめる趣旨であるため、特に消費税及び地方消費税に限定せず、未納の税額がないことの証明を応募書類としたほうが望ましい。

（意見35）県全体の支援件数増加及び任意事業の取組向上について

県全体では支援件数及び任意事業の取組割合は全国平均に達せず、任意事業を実施している区域とそうでない区域が併存している状況である。

平成29年12月公表の「社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」によると、都道府県の役割は

- ・ 都道府県については、生活困窮者自立支援法において、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務が規定されている。
- ・ この責務規定に基づき、自立相談支援事業従事者に対する研修の実施、各自治体の相談員に対する支援、任意事業の実施促進、地域資源のネットワークづくり、自治体における先進的な取組に関する管内への展開支援、就労や居住支援など従来から都道府県で担当してきた分野についての助言などの事業が広域的な見地から行われることが期待されている。

としている。

平成29年度において、県は県内の自立支援制度担当者等に対して、実践的な研修会を3回実施しており、質の向上等に取り組んでいる。また、地域ごとに協議会を設置し、任意事業の未実施市町

募集要項は、生活困窮者自立支援事業に係る九州各県の募集要項等を参考に作成したもので、応募書類について、県の税込に直結しない納税証明書の提出を求めることは、応募者の負担の増加を招くことから、現行の取扱いを継続することとする。

市町村に対し、引き続き、説明会等を通じて早期の任意事業の実施を要請するとともに、生活困窮者自立支援推進地域協議会において、共同実施も含め検討することとしている。

村に広域実施を働きかけたりしている。なお、平成30年度には、他県で共同実施を行っている事業者を招いて事例紹介を行ったり、各市町訪問を多く実施したりして、任意事業の取組拡大を要請している。

今後、市町に対して、任意事業について実施促進させることで、県内一円で同様のサービスを受けられるよう働きかけを、特に人口の多い市に対して強めるべきである。

県事業においては、任意事業の全地域拡大により、支援実績が大きく増加したため、市町の任意事業の取組拡大により、支援件数の増加が図られると思われる。離島や半島で特に規模の小さい町村では、任意事業を実施できる事業者等の事情等により、実施が困難なケースもある。熊本県では、県と福祉事務所のある各市と共同して任意事業を実施することにより、全任意事業100%を達成している。鹿児島県も単独実施が困難な町や市に対しては、県との共同実施等により、県内の支援拡大を図ることを検討すべきである。

#### 4. 29 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

##### 2. 監査の実施結果

###### 【指摘19】 違約金の未徴収について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条において、延滞元利金に対して5%の違約金を徴収することと定めている（災害その他やむを得ない理由があると認められるときを除く。）。当事項は平成24年度包括外部監査指摘事項であり、その後、違約金の徴収に向けたシステム改修や出先機関との調整検討、借受人への周知などを行ってきたが、今回の監査対象である平成29年度において、事務作業が間に合わず、結果的に違約金が徴収されていなかった。

平成30年度から違約金の徴収を開始したとの回答を得た。今後は条文どおり履行するとともに、違約金の存在を借受人に周知し、期限内回収の促進材料として活用されたい。

###### （意見36） 不納欠損処分について

不納欠損処分の要件のうち、時効は単に消滅時効が成立しただけではなく、債務者から時効の援用の申出がない限り、原則として時効による不納欠損処分の要件を満たさない。この例外として、債務者が行方不明の場合は、債務者が時効を援用する見込みがあるものとみなしてよい定めがあるが（母子（父子）（寡婦）福祉資金事務取扱要領第10 2(2)）、実際にこの規定を利用して不納欠損処分を行った事例はない。

前述のとおり、実際に回収可能性がほとんどないと思われる貸付金についても、不納欠損処分が行われない限り、督促努力すべき滞納債権として

平成30年度から違約金の徴収を開始した。

現在、全庁的な債権放棄の基準を検討している段階であり、その状況を踏まえ、検討してまいりたい。

取り扱われる。しかし、債権回収は滞納初期の対応が重要であり、限られたマンパワーを行方不明の債務者に割くよりも、少しでも回収可能性が高い債務者の督促や生活再建の支援・指導に注力する方が効果的と考える。

もちろん安易な不納欠損は厳に慎むべきであるが、督促手続に注力した結果、それでも行方不明により回収の見込みが立たない場合には、ルールに基づき実態に応じた不納欠損処理を行うべきと考える。

（意見37）貸借対照表徴収不能見込額の算定について

県の作成する貸借対照表において、少なくとも長期延滞債権については、過去の不納欠損率を機械的に適用するのではなく、個別に回収可能性を検討し徴収不能見込額を算定すべきと考える。個別回収可能性の検討には、作業工数がかかるうえ、客観性に欠け恣意性が介入するというデメリットもある。しかし、例えば①消滅時効が完成している収入未済額には〇%、調定年度から5年以上経過した収入未済額には△%など延滞期間に応じたルールを設ける ②「くらし保健福祉部債権管理マニュアル」における債権分類A～Eの区分に応じた引当率を設定する等、作業工数と客観性と実態のバランスをとった引当ルールを模索する余地はあるものとする。

#### 4.30 かがしま地域塾推進事業

##### 2. 監査の実施結果

【指摘20】補助金、委託料の区別について

かがしま子どもリーダー塾については、鹿児島県青少年育成県民会議が実施主体となり補助金を負担している。一方で、新かがしま子ども塾は業務委託にて実施している。

かがしま子どもリーダー塾については、もし県が実施主体となり推進するのであれば、県は鹿児島県青少年育成県民会議に業務委託を行うべきである。現状のままでは、実施主体についての誤った認識が広がる可能性があると言える。このことから補助金で負担するものと、業務委託にて実施する事業の両者を明確に区分けした上で、適切な契約形態とすべきである。

【指摘21】実績報告の記載誤りについて

本来対象とならない経費が収支報告書の支出に含まれていたことは問題である。本来は、当委託事業の支出には含めず、事業費の減による委託料の変更により変更契約を締結し、前払いした委託料の返還を請求すべきであったと考える。今後は、実績報告書における収支報告書については、その支出内容をしっかりと確認し対象経費の範囲についても精査すべきと考える。

貸借対照表の徴収不能見込額については、全庁的に同じ基準により算定しているところである。

かがしま子どもリーダー塾については、鹿児島県青少年育成県民会議が実施主体となって実施する事業であるため、県の補助事業であることを明確にし、資料等については、実施主体が分かるように記載することとした。

今後は、委託事業における経費のチェックリストを作成し、実績報告書における収支報告書について、対象経費の範囲に該当するかどうかの確認・精査を徹底することとした。

（意見38）実施主体と書類名義の相違について  
 かがしま子どもリーダー塾事業費補助において、当該補助金は鹿児島県青少年育成県民会議が主体のものに対して交付されるものであるが、関連書類「平成29年度鹿児島子どもリーダー塾『卒塾研修』について」は「青少年男女共同参画課」の名義であった。

鹿児島県と鹿児島県青少年育成県民会議はあくまでも別団体であることから、相手先が混同するような表現は避けるべきであり、実施主体はあくまでも鹿児島県青少年育成県民会議であるため、当該書類の差出人は実施主体とすべきである。

#### 4.31 地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）

##### 2. 監査の実施結果

（意見39）アンケート結果の活用について

当該事業においては、「イクメン養成講座」「育児の日フォーラム」「独身男女向けスキルアップセミナー」「親御さん向け婚活セミナー」「結婚支援フォーラム」など、多くのイベントを開催している。そして、その開催のたびに、アンケートを実施し参加者層の把握や、意見集約を行っている。しかし、アンケートの集計までは実施しているが、その結果をまとめ、次回開催時の改善策につなげるところまでは至っていない。

各種イベントや講座・研修において行うアンケートは当該事業の結果確認のためだけにあるのではなく、その結果に基づき次回の事業開催への改善につなげるといふ、PDCAサイクルを回すために必要なツールでもある。にもかかわらず、その集約と結果確認だけにとどまってしまっている。

アンケート集計後は、その結果及び改善策をまとめ、次回開催時の計画及び実行につなげることが必要であると考えます。

#### 5 外部監査の結果（総合評価）

##### 5.1 委託事業（内部統制の整備・運用の必要性）

（意見）

委託事業のリスク防止のために、内部統制の整備・運用が必要である。

- ・収支予算書の入手
- ・書面調査及び現地調査の実施
- ・委託事業マニュアルの整備
- ・検査の制度化

##### 5.2 消耗品の大量購入【指摘】

必要以上に消耗品を購入している事業が発見された。陳腐化リスクや品質低下リスクがあり、例

かがしま子どもリーダー塾の実施主体は、鹿児島県青少年育成県民会議であるため、関連書類について、実施主体が分かるように記載することとした。

今年度の事業については、指摘を踏まえた対応（アンケート結果に基づく改善策の検討）を行うこととする。

今後は、委託事業における経費のチェックリストを作成し、実績報告書における収支報告書について、対象経費の範囲に該当するかどうかの確認・精査を徹底することとした。

契約書は、外部の第三者との権利義務関係を証明する重要な書類であることを再認識し、記載内容に十分留意することとしたい。

指摘を踏まえ、消耗品については必要量に応じた購入としたい。

えば10年分発注して使用する場合と1年ごとに内容を見直して発注する場合を比較すると、後者が有効性は高いと判断される。よって、たとえ予算が余っていたとしても、必要量以上の購入を実行してはならない。

### 5.3 市町村実施事業等における県の役割（意見）

市町村実施事業等における県の役割について、個人主義の進展により、家族による支えあいが低下し、子育て支援分野でも社会保障の役割がますます高まっている。また、鹿児島県は南北に長く、多数の離島とそこに位置する市町村も多い地理的に特有な事情等もある。

子ども・子育て支援法や児童福祉法では、県回答の補助金交付、必要な情報提供や助言等のみならず、「専門性の高い施策」や「各市町村の区域を超えた広域的な対応」が、県に求められている。

「かごしま子ども未来プラン2015」の重点目標に掲げる、「日本一子育てがしやすい鹿児島県」の実現のためには、市町村の自主性及び自立性に配慮しつつ適切な役割分担の下、連携を図り、事業を推進していく必要がある。

### 5.4 地域子ども・子育て支援事業（総論）

#### 【指摘22】「子ども・子育て支援交付金精算書」 訂正後分の整備保管について

県の担当部署においては、同精算書の内容が交付要綱に則して適切に申請されているかが精査され、発見された誤り等については各市町村に連絡し、訂正依頼が行われているが、訂正済みの同表は改めて徴収されていないためファイルに保管されていなかった。

各市町村においては当該訂正後の補助金額により最終的な出納手続が行われ、当該事業に係る精算処理が実施されているはずである。

補助金交付者の位置付けにある県としては、県側が訂正依頼した訂正後の「子ども・子育て支援交付金精算書」に基づいて、その年度の市町村の地域子ども・子育て支援事業が終了していることを確かめる手続は必要と思われるが、訂正後の同精算書が保管されていないのでその迅速な検証が難しくなっている。

今後は、市町村では作成されているはずの訂正後の「子ども・子育て支援交付金精算書」を徴求入手し、訂正事項が確実に遂行されていることを確かめた上でのファイル保管が適当と考える。

#### （意見40）事業推進における県の役割のさらなる 発揮について

市町村に対する「必要な助言」「適切な援助」「専門性の高い施策」「各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な対策」を実施し、事業推進における県の役割を発揮するためには、これらを

児童福祉法等における県の役割等を念頭に、国の動向や市町村の取組状況等の適切な把握に努めながら、必要な施策を進めていきたい。

「子ども・子育て支援交付金精算書」については、様式には県所要額等が記載されているが、確定額の欄が設けられていない。

（「特定分」、「一般分」、「その他分」のそれぞれの区分において、◆県所要額≤交付決定額の場合、確定額は県所要額となり、◆県所要額>交付決定額の場合、確定額は交付決定額となる。）

今回の指摘をうけ、今後は確定額を記載した様式を追加し、確定額が県所要額と異なる市町村においては、当該様式も提出していただくこととする。

市町村における事業の実施状況の適切な把握に努めるとともに、未実施の市町村に対し、未実施の理由や現状を確認しながら実施に

重要な役割として再認識し、事業推進のための具体的施策の検討と事業実施主体である市町村における実態の把握・分析や必要関連情報の幅広い蓄積などの対応が求められると思われる。

また、鹿児島県は南北に長く、多数の離島とそこに位置する市町村も多い地理的に特有な事情等も見られる。

事業の実施主体ではない県ではあるが、各自治体との関係をより密にして事業推進のための連携を図り、実施現場情報の収集蓄積による詳細な実態把握と遂行上の諸課題の把握、障壁事項の除去や課題の解決を図るための鹿児島県独自の体制づくりを積極的に主導することが求められるのではないかと考える。

向けて働きかけていく。